

【法人住民税WT（令和5年7月12日～令和5年7月20日） 議事（継続要件）】

項目	状態	継続名称	継続ID	継続要件	実施区分	要件の修正方針・理由
1. 法人基本情報管理						
1.1. 基本情報登録・修正						
2.1.1.		更正処理	0110227	対象年度について前簿記情報を自動廃止し、原簿の申告基礎（修正申告／更正決定）、課税期末日（法人税更正年月日／法人税の修正申告書の提出日）及び更正事由を入力して更正処理が可能なこと。 更正請求書に基づく更正の場合は、更正請求日を登録できること。 更正通知書の通知日は、更正処理時に任意に設定できること。納期限は自動設定されること。	実施必須機能	更正・決定を行うにあたり、経費計算に影響する申告基礎及び申告基礎日を入力する。 更正の場合は前簿申告情報が存在するため、その内容を表示して効率的に入力を行う。決定の場合は、前簿申告が存在しないため、すべて入力を行う。 更正請求に基づく更正の場合は、修正対象の算定に影響するため更正請求日を入力する。 また、更正決定の通知日について、随時で処理する地方団体と、一定の期間でまとめて処理する地方団体があり、そのいずれでも対応できるように通知書ごとの入力としている。一定の期間でまとめて処理する地方団体は、任意の締め日を手入力することで、同等の運用が可能になる。 また、指定納期限は、更正決定の通知日の翌日から起算して月を経過する日と定まっていることから、自動計算する項目としている。

（法人住民税WT）要件の修正に係るご確認事項			訂議成員国管業務		訂議結果を踏まえた【第3.0版】修正方針
検討分類	修正事由	修正方針（事務局案）	修正方針（事務局案）への国管	ご国管の理由・詳細など（事務局からの質問に対する国管もごもごに記載）	
要検討	<p>（全国意見照会にて地方団体より意見を受領）</p> <p>■修正要望 以下、赤字箇所を追記。 「更正通知書の通知日は、更正処理時に任意に設定でき、地方団体にて任意に設定した日付を初期表示できること。納期限は自動設定されること。」</p> <p>■意見概要 本市では更正決定の通知は月に1回まとめて処理を行っており、多い月には更正決定の入力件数は数百件に上ることから、更正決定通知書の通知日に事前に設定した日付を初期表示することで、入力にかかる業務負担と入力誤りのリスクを低減するため。</p> <p>■運用想定 更正決定書の通知日について、事前に設定された初期表示値を変更せずに登録する。</p>	<p>複数の地方団体でなく一団体からの要望であり、当該団体も現行システムでカスタマイズによって実施している機能であることから、確かに業務効率の向上に資する機能であるもの全ての自治体が実施必須として整理するには適切でないと考えられることから、以下の機能要件を標準オプション機能として追加します。</p> <p>■標準オプション機能として新規追加 「更正処理にて更正決定書の通知日を設定する場合に、地方団体にて任意に設定した日付を初期表示できること。」</p>	<p>【A市】承諾 【B市】承諾 【C市】承諾 【D市】承諾 【E市】承諾 【F市】承諾 【G市】承諾 【H市】承諾 【I市】承諾 【J市】承諾 【K市】承諾 【L市】承諾 【デジタル庁】承諾</p>	<p>【A市】意見なし 【B市】意見なし 【C市】意見なし 【D市】意見なし 【E市】意見なし 【F市】意見なし 【G市】意見なし 【H市】意見なし 【I市】意見なし 【J市】意見なし 【K市】意見なし 【L市】意見なし 【デジタル庁】意見なし</p>	左記の事務局方針のとおり修正する。